

## 新潟市難病対策地域協議会開催要綱

### (目的)

第1条 難病患者支援に携わる関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実状に応じた体制の整備について協議を行い難病対策の発展を目的として、難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新潟市難病対策の進捗状況及び具体策の協議に関すること
- (2) 新潟市難病対策に係る施策に関すること
- (3) 難病患者支援に携わる人の人材育成に関すること
- (4) その他、難病対策の推進のために必要と認められること

### (委員構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 患者・家族（難病患者団体関係者を含む）
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 介護・福祉事業関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 通算の在任期間は6年を超えて再任することはできない。ただし、所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者、もしくは専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者である場合は、この限りでない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度市長が召集する。

2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、保健衛生部保健所保健管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。